

問い合わせ先
 土木部公共工事契約課
 公共工事契約管理係
 0742-27-7425

平成23年度 第1回 奈良県入札監視委員会議事概要

| | | |
|-----------------------|---|---|
| 開催日及び場所 | 平成23年7月5日(火) 県庁第1会議室 | |
| 委員 | 委員長 池田 辰夫 委員長代理 川崎 祥記 川村 容子 (欠席) 久保 博子 三浦 晴彦 | |
| 審議対象期間 | 平成22年12月1日～平成23年3月31日 | |
| 抽出案件 | 7件 | (備考) ○審議対象期間中の総契約件数、入札参加停止措置状況、入札契約制度の適正化に係る取組状況並びに談合情報の対応について説明 |
| 一般競争入札 | 6件 | |
| 指名競争入札 | 0件 | |
| 随意契約 | 1件 | |
| 委員からの意見・質問、それらに対する回答等 | 意見・質問 | 回答 |
| | 次頁参照 | |
| 委員会による意見具申又は勧告の内容 | <p>○抽出案件については、格別の不正を疑わせる内容もなく妥当と考える。</p> <p>○依然、最低制限価格等に入札額が張り付き、技術評価点のみで落札者が決定されている事例が多い。予定価格等の公表方法など入札制度に改善の余地があるのではないか。</p> <p>○一者入札、入札辞退者が発生し結果として入札参加者が少ない案件については、入札をいくら適正にやっていると云ってもなかなか納得が得られにくいところである。引き続き原因の分析を含め、入札の活性化方策について検討を進めていただきたい。</p> <p>○入札制度改正に当たっては、優良建設業者の育成や不良不適格業者の排除を促進するとともに、より健全な競争環境整備と品質が確保される制度を構築するよう努めること。</p> | |

| 質 問 | 回 答 |
|---|---|
| 案件1(奈良東部広域農道整備事業 別所第2工区工事) | |
| ○技術評価点に至るプロセスを説明してほしい。 | ●技術提案は技術の提案である「施工計画」と「企業の施工実績等」から構成されている。そのうち、「企業の施工実績等」には、工事成績点、表彰、ISO、配置技術者の実績、本店の所在地、災害協定がある。 年々、企業の技術力を重視し、技術提案の割合を高めており、新規参入者にも配慮して技術提案で高い点をとれば勝てるようなシステムとしている。 技術評価点一覧表については、審査委員会で審査し、その結果を封緘したものを開札時に開封することとしている。 |
| ○審査会の中に外部の専門家は入っていないのか？ | ●地方自治法施行令に基づいて、外部の方を学識経験者として定め、その方の意見を聞いている。 |
| ○入札の度に技術評価点は変わるのか？ | ●「施工計画」と「配置予定技術者の実績」に係るものは、その度に変わるものである。 |
| ○技術力、経営体力がベースになり、業者間格差が生じているということはないのか？ | ●同じ等級の者で競争しており、その差はあまりないと考えている。 |
| ○技術提案においてノウハウの蓄積というのはないのか？ | ●技術評価点において技術提案を重視したものとしている。制度や質問に対する回答等(Q&A)の説明をしており、その結果、技術提案1位の者の得点力は倍増している。技術評価の結果を1提案毎に「○」と「ー」で公表しており、技術提案の改善が進み、企業の技術力は向上している。また、工事成績評定点も年々上がっている。 |
| 案件2(御所香芝線 道路施設維持修繕事業 工事) | |
| ○入札参加資格要件において、SPR工法又は同等工法の実績を求めているが、同等の工法というのはあるのか？ | ●入札において失格となった者はスリーエス・セグメント工法の実績があり、同等の工法と認め入札参加資格は有としたが、特記仕様書でSPR同等工法での施工と定めていたので、SPR工法で施工可能かについて聞き取りで確認したところ、できないと判断し施工体制調査において失格とした。 |
| ○入札参加要件の「SPR工法と同等工法の実績」では施工できないのか？ | ●SPR工法と同等の実績があれば、SPR同等工法で施工可能と考えていた。 |
| ○どうしてもSPR工法での施工でないと困る工事なのか？ | ●40mの横断管の上部に県営水道のφ1250の管が埋設されているため、開削ができない。また、管に亀裂があり、上部の土が中に流れており、落盤の可能性がある。そこで、人が管の中に入る必要のないSPR工法を採用した。SPR工法は機械がテープを編みながら組んでいくもので、スリーエス・セグメント工法は人が管の中に入るもので危険。 |
| ○入札参加資格要件において、SPR工法での施工が可能なのはどれぐらいいたのか？ | ●SPR工法で施工可能な者の数がわからなかった。よって、SPR工法と同等工法の実績という要件を定め、広く入札参加を求め一般競争入札を採用した。 |
| 案件3(御所浄水場非常用電源設備更新工事) | |
| 案件4(桜井浄水場表洗ポンプ設備更新工事(電気)) | |

| 案件5(鑄鉄製バルブ更新工事) | |
|--|---|
| ○単価調査をするのは一般的なのか？どういう場合に単価調査をするのか？ | ●単価調査には経費がかかるため、基本的に5,000万円以上の案件に単価調査をしている。それ以外のものについては見積、査定できる場合は査定する。よって、案件3及び案件4は雑誌等で一般的に公表されているものに載っていないので単価調査をしているが、当該案件では単価調査をしていない。 |
| ○当該工事は、応札がないほど難しい工事か？ | ●バルブ製作をしている者が当工事にかかるノウハウをもっているものである。第1回目及び第2回目の入札では、経営事項審査の評定点が850点以上という水道局の発注基準に基づき入札参加資格を定め、その要件で参加資格がある者は約4者あったが、応札者がなかった。そこで、第3回目の入札では、経営事項審査の評定点の要件を外した。 |
| ○4者は完全に入札参加資格要件を満たしているのか？ | ●経営事項審査の評定点の要件では4者となる。 |
| ○経営事項審査の評定点が850点以上という要件を外すと対象者は増えるのか？ | ●どこでもいいという訳にはいかないので、入札参加資格において、経営事項審査の要件を外し、施工実績を求めた。その要件でのバルブメーカーは約7者ある。 |
| 案件6(交通管制集中制御化等整備拡充工事(中央装置) 第1-3号) | |
| 案件7(奈良県中央卸売市場経年ガス配管改善工事) | |
| ○経済産業局の認可を受けた単価表どおりでできないのか？ | ●ガス事業者が地域毎に単価設定し、経済産業局の認可を受けているもので、それ以外ではできない。 |